市民後見人についての講演会の開催

「市民後見人とは」

～市民後見活動とは何か～

認知症や知的・精神障がい等によって判断能力が十分でない方の権利を守り、支援するための「成年後見制度」。

当事者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、身近な立場で支援を行う「市民後見人」の役割と活動についてお話します。

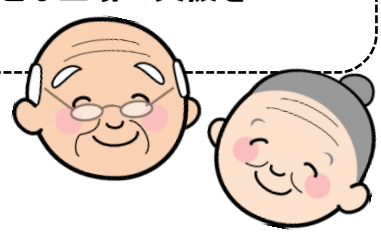

日 時　平成27年8月20日（木）
午後1時30分～午後3時

会 場　松本市役所梓川支所
「大会議室」

講 師　古川（ふるかわ）　静男（しずお）　司法書士
（成年後見支援センター運営委員会委員長）

費 用　無 料

対 象
①松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村に住民登録のある方
②平成27年3月末時点で満25歳以上の方

申込期限　平成27年8月18日(火)まで

松本市社会福祉協議会　成年後見支援センター
（松本市役所梓川支所内）
☎0263－88－6699

主催：松本市社会福祉協議会成年後見支援センター